

社援地発0614第1号
令和元年6月14日

都道府県
各 指定都市 生活困窮者自立支援制度主管部（局）長殿
中核市

厚生労働省社会・援護局地域福祉課長
（公印省略）

ひきこもりの状態にある方やその家族から相談があった際の
自立相談支援機関における対応について

平素より、厚生労働行政の推進につき、ご理解とご協力を賜り感謝申し上げます。

生活困窮者自立支援制度においては、平成27年の施行当初から、複合的な課題を抱える方を広く対象として、就労支援のみならず、家計支援や住まいの確保など個々の生活困窮者やその世帯の状況に応じた包括的な相談支援の実践を展開することにより、いわば「断らない相談支援」を実践していただいている。

こうした生活困窮者自立支援の実践を踏まえ、昨年改正された生活困窮者自立支援法（平成25年法律第105号。以下「法」という。）の生活困窮者の定義規定において、本人が経済的な困窮に至る背景事情として、「就労の状況、心身の状況、地域社会との関係性その他の事情」を入念的に規定し、関係者間においてその状態像の共有を進めることで、早期的・予防的な観点からの支援を含め、適切かつ効果的な支援の展開につなげていくこととしている。

そうした中、内閣府の調査（生活状況に関する調査（平成30年度））結果において、40歳以上64歳以下の広義のひきこもり状態にある者が約61万人（推計）に上り、ひきこもり状態となって7年以上が経つ者の割合が約50%という状況にあることが示された。これまでの調査においては、15歳以上39歳以下のひきこもりの状態にある者の数が示されていたところであるが、今回の調査結果では、中高年のひきこもりの状態にある方の存在やひきこもりの状態にある期間の長期化が明らかとなった。また、ひきこもりを巡り様々な報道が行われており、支援者団体に対しひきこもりに関する相談が増加しているとの指摘もある。

昨年改正した法に基づく生活困窮者の定義において、経済的な困窮に至る背景事情として「地域社会との関係性」を規定しているが、これについては、地域社会からの孤立の視点も含め地域社会との関係性の状況（希薄化等）を意味しており、その態様の一つとしてひきこもり状態も含まれている。

今般、下記のとおり、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談があった際の自立相談支援機関における対応について、ひきこもりの状態にある方等の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢及び留意事項を示すので、都道府県、指定都市、中核市におかれては、自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方に対する丁寧な対応

を徹底いただくとともに、都道府県におかれては、管内自治体（指定都市・中核市を除く。）にも本通知を周知いただくようお願いする。

なお、同日付で当職より各都道府県及び指定都市ひきこもり支援担当部（局）長宛「ひきこもり地域支援センターによる生活困窮者自立支援制度の自立相談支援機関への積極的な支援について（社援地発 0614 第2号）」を发出しているので、ご参照いただくとともに、ひきこもり地域支援センターとのより一層の連携を促進されたい。

記

1 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての基本的な姿勢

- ・ ひきこもりの状態にある方については、地域や社会との関係性が希薄であるといった状況があり、対人関係の不安や自己表現の困難さといった特性、将来への不安感、自己喪失感や自己否定感を抱いている場合も少なくないため、そうした本人の複雑な状況や心情等を理解し、丁寧に寄り添う対応をしていく必要があること
- ・ その際、ひきこもりの状態にある本人とその家族ともに、ひきこもりを経験した他者と出会い、悩みを吐露し共有することで、将来に対する不安感などが和らぎ得るため、ひきこもり当事者や経験者が行うピアサポートやひきこもりの家族会との連携を図っていくことも重要であること
- ・ ひきこもりの状態にある方に関する相談については、本人が直接相談窓口に来ることもあるが、家族や親族など本人に身近な方が、本人の暮らしが変化するきっかけを求めて相談窓口に来ることも考えられることから、法における自立相談支援事業の定義にあるように、世帯全体を包括的に支援対象として捉える視点も必要であること
- ・ ひきこもりの状態にある方に対する相談支援の際に欠かせない基本的な姿勢は、ひきこもりの状態にある方やその家族が相談窓口につながるまでの間、それぞれ悩みながら生きてこられた事実を重く受け止め、それまでの人生に最大の敬意を払い、本人やその家族の暮らしを変えたいという思いを何よりも尊重し、その心情に寄り添う一貫した姿勢が望まれること

2 ひきこもりの状態にある方やその家族の特性を踏まえた相談支援にあたっての留意事項

上記1の観点を十分に踏まえ、ひきこもりの状態にある方やその家族からの相談が寄せられた場合には、以下の点に留意の上、丁寧な対応を徹底いただきたい。

- ・ 自立相談支援機関において、ひきこもりに関する相談が可能であることを、地域のネットワークを活用する等、各地域の実情に応じた方法により、改めて住民の方々に周知頂きたいこと
- ・ 経済的困窮の状態が明らかでない場合であっても、身近な相談窓口としての自立相談支援機関において、ひきこもりの状態にある方やその家族等からの相談、関係機関からの相談を確実に受けとめていただくこと

- ・ ひきこもりの状態の背景となる多様な事情やそれぞれの心情に寄り添い、本人やその家族を中心とした支援を継続すること
- ・ 関係機関や地域とともに支援を進める中で、ひきこもりの状態にある方やその家族に関する情報を察知した場合には、必要に応じて訪問支援を行うこと
- ・ 上記支援等を進めるにあたっては、都道府県・指定都市が設置するひきこもり地域支援センターとの連絡体制を密にするなど関係機関や支援団体との連携による支援を徹底されたいこと（両者の連携については、「生活困窮者自立支援制度とひきこもり地域支援センター等との連携について」（平成 28 年 6 月 30 日付け社援地発 0630 第 1 号厚生労働省社会・援護局地域福祉課長通知）も参照されたいこと）

以上